（仮称）青森市環境基本計画（素案）【概要版】

資料２

第１章　基本的事項

１　計画策定の趣旨・背景

環境を取り巻く状況は日々大きく変化しており、国は、令和6（2024）年5月に「第六次環境基本計画」を閣議決定し、気候変動・生物多様性の損失・汚染という3つの危機に対し取り組み、『循環共生型社会』の構築を通じて国民一人ひとりの『ウェルビーイング／高い生活の質』を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を目指しています。

本市ではこれまで、各種法令や青森市総合計画に基づき、各環境政策の推進に取り組んできましたが、近年の地球温暖化による気候変動や生物多様性の損失など、様々な問題が顕在化していることから、本市の環境行政の実行性を高めるため、令和7年12月に制定した青森市環境基本条例第８条に基づき、環境分野における基本計画を策定し、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来世代へ良好な環境を継承しようとするものです。

２　計画の位置付け

・青森市環境基本条例第８条に基づく、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画
・本市のまちづくりの最上位計画である青森市総合計画の基本政策、政策及び施策を推進するための個別計画

３　計画期間

令和８年度から令和１０年度まで（※青森市総合計画前期基本計画の計画終期と整合）

第２章　計画の目標

１　めざす将来像

本市は、陸奥湾の豊かな海産資源と八甲田連峰の雄大な自然に恵まれ、四季折々の美しい風景や温泉地、青森のねぶた祭などのほか、縄文遺跡や中世の城跡などの歴史的遺産も多く、豊かな自然と文化が息づくまちであり、それらは市民一人ひとりが誇りを持つ地域資源となっています。

しかし、近年の気候変動や生物多様性の損失など環境負荷が深刻化する中、市民の健康で文化的な生活の権利と、豊かな自然を将来世代へ引き継ぐ責務を踏まえ、自然豊かで快適な暮らしを守るとともに、気候変動への対応や生物多様性の保全などに取り組み、将来にわたり持続可能な地域社会を市、事業者及び市民が共につくりあげていくため、めざす将来像を次のとおり定めます。

“人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能なふるさと青森市”

２　基本目標

陸奥湾や八甲田連峰をはじめとした本市の恵み豊かな自然環境を保全するとともに、その自然環境と人の暮らしとの共生や公害対策などが図られた快適な生活環境の確保・向上、持続可能なごみの適正処理、地球温暖化対策と気候変動への適応、また、それら環境の保全と創造に自ら進んで取り組む人材育成が重要となっていることから、施策を推進するための柱となる5つの基本目標を次のとおり掲げます。

基本目標１　自然環境の保全と地域との共生	**基本目標２　快適な生活環境の確保**
基本目標３　循環型社会の実現	**基本目標４　脱炭素社会の実現**
基本目標５　環境に配慮する人の育成	

第３章　環境に関する施策

めざす将来像の実現に向けて、５つの基本目標と１３の施策を定め各施策に取り組みます。

基本目標１　自然環境の保全と地域との共生

豊かな自然環境を未来につなぐため、環境負荷の低減に努め、自然環境の保全と地域との共生を図るとともに、意識の醸成を図ります。また、多くの動植物が生息・生育する豊かな自然環境の形成や豊かな自然環境と調和した良好な都市景観の形成を図ります。

施策1：自然環境の保全及び環境負荷の低減　施策2：生物多様性の確保
施策3：豊かな自然環境と調和した都市景観の形成

基本目標２　快適な生活環境の確保

大気汚染をはじめとする公害の防止対策に取り組むとともに、下水道未普及地域の整備や水洗化普及、下水道施設の機能確保などにより快適な生活環境の向上を図ります。

施策1：大気環境の保全　施策2：水環境の保全　施策3：身近な生活環境の確保

基本目標３　循環型社会の実現

持続可能なごみの適正処理のため、ごみの減量化・資源化に向けた各種啓発活動、効果的な対策を推進するとともに、不法投棄の未然防止や廃棄物の適正処理対策を推進します。

施策1：ごみの減量化・リサイクルの強化　施策2：廃棄物の適正処理の確保

基本目標４　脱炭素社会の実現

効率的なエネルギー利用や再生可能エネルギーの利活用を推進するとともに、森林保全活動や緑化活動などによる緑豊かな自然環境づくりを推進します。

施策1：省エネルギー対策の推進　施策2：再生可能エネルギー等の利活用の推進
施策3：吸収源対策の推進　施策4 ：気候変動への適応

基本目標５　環境に配慮する人の育成

自然環境や生活環境への理解を深めるための情報収集・発信に努めるほか、環境学習の機会の創出による人材育成を推進します。

施策1：環境教育・普及啓発活動の推進

第４章　環境への配慮行動

市民及び事業者がそれぞれの立場で、環境問題について正しく理解し、日常生活や事業活動において、自主的かつ積極的に環境への負荷の低減に取り組むための行動の例を示します。

第５章　計画の推進

めざす将来像を実現するため、市の取組のほか多様な主体の各自の取組に加え、相互の連携・協働によって、本計画の実効性を高め、効果的な推進を図るとともに、各施策の取組状況を定期的に把握し、点検・評価を行うための指標の成果に基づき、必要に応じて各施策の見直しを行い、本計画を総合的かつ計画的に推進します。